

アイゾール施工技能者資格制度 規約

2025年4月1日 改定

第1条 (資格制度の目的)

株式会社アイゾールテクニカ（以下、「弊社」という。）は、「自然環境および人体への負担を軽減した水性塗料を製造し、より安全で快適な施工環境の創出に貢献する。」という方針のもと製品開発を進めてきた。

弊社製品が十分な性能に発揮するためには、施工現場の責任者や施工に関わる者が正しい知識や技術を有し、適切に取り扱うことが重要である。こうした背景から、弊社は「アイゾール施工技能者資格制度」（以下、「本資格制度」という。）を創設する。

2024年4月以降、弊社製品を使用する発注工事では、弊社開発の「高浸透型床版補修・防水工法（HI-SPEC シール工法 CP タイプ）」の施工するにあたり、本資格制度に基づく講義を受講し、当該製品の取り扱いに関する一定の知識および技術を有することを証明する資格取得者を配置することを要件とする。

第2条 (認定する資格の区分)

弊社が認定する資格は、以下のとおりとする。

(1) 高浸透型床版補修・防水工法（HI-SPEC シール工法 CP タイプ）

※(2)~(6) については、今後資格制度の対象とする予定である。将来的に本規約の改定により、新たな工法が追加される場合がある。

(2) 塗膜・含浸ハイブリッド型表面保護工法（アイゾール EX 工法）

(3) ハイブリッド型コンクリート剥落防止工法（BM シート工法）

(4) 高性能ポリマーセメント系防水工法（スーパースプレダム工法）

(5) 高浸透型床版補修・防水工法（HI-SPEC シール工法 KS タイプ）

(6) 高浸透型床版補修・防水工法（HI-SPEC シール工法 LT タイプ）

第3条 (資格登録の条件)

第2条に記載の各資格は、弊社が実施する資格試験に合格し、資格取得者として認定された者のみが登録できる。

第 4 条 （資格登録の申請）

資格登録を希望する者は、弊社ホームページ内の申請フォームから資格登録を申請し、所定の手続き（オンライン動画講義の視聴および確認テストの実施）を完了しなければならない。

第 5 条 （資格の有効期間）

資格の有効期間は原則 1 年間とする。資格の更新には、1 年に 1 回以上、弊社が主催する総会、講演会、現場研修会などの行事（オンライン開催を含む）に参加することを要件とする。やむを得ない事情で参加が困難な場合は、事前に弊社へ申し出なければならない。

第 6 条 （資格登録に伴う有益性について）

第 2 条に記載の各資格区分に登録している者は、以下の有益性を享受できる。

(1) 弊社製品の使用資格

- ・資格取得者は、資格要件に該当する弊社製品を、公共事業などの施工現場で使用できる。
- ・施工を予定している事業所に資格取得者がいない場合は、該当製品の使用は認められないため、事業所内で資格取得者を 1 名以上配置しなければならない。

(2) 製品および施工に関する情報提供

- ・業務上の質問について、弊社指定の SNS やメール等を通じて問い合わせることができる。

(3) 施工事例などの情報提供を受けることができる。

研修・講演会への参加

- ・資格取得者は、弊社が開催する総会、講演会、現場研修会などに参加し、スキルアップを図ることができる。

第 7 条 （登録情報の変更）

資格登録者は、登録時の所属・氏名・連絡先などに変更があった場合、速やかに弊社へ届け出なければならない。

第 8 条 （資格取得費用）

資格取得に関する事務手数料は、3,300 円（税込）とする。なお、資格更新に伴う費用は不要とする。

第 9 条（施工上の注意義務）

資格取得者は、弊社製品の取り扱いに関し、責任をもって適切に管理しなければならない。資格取得者の過失により弊社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条（禁止行為および資格の失効）

資格取得者は、本資格の利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗、法令等に反する行為
- (2) 資格取得者が現場に立ち会わず、資格を持たない者が現場管理を代行する行為
- (3) 重大な事故やトラブルに関して、弊社に報告せず秘匿する行為
- (4) 資格の譲渡、および第三者になりすまして本資格を利用する行為
- (5) 他の資格者、第三者および弊社に損害を与える行為
- (6) 虚偽または誤解を招く情報を流布する行為
- (7) 特定の個人や団体の名誉棄損、プライバシーの侵害、誹謗中傷などの行為
- (8) 犯罪行為または重大な危険行為や、およびそれを助長する行為
- (9) 資格者間のトラブルに発展する可能性のある行為
- (10) 反社会的活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、これらに類する行為
- (11) 本資格制度と競合する事業へ利用する行為（情報収集等を含む）
- (12) 本資格制度の趣旨から逸脱する行為
- (13) その他、弊社が不適切と判断する行為

弊社が上記の違反を認めた場合、資格を失効させることができる。この場合、資格取得者に生じた損害について弊社は一切責任を負わない。また、資格取得者が弊社に損害を与えた場合、弊社は損害賠償を請求することがある。

第 11 条（規約の変更）

弊社は、必要に応じて本規約を変更することができる。変更後に資格取得者が本資格を利用した場合、変更内容に同意したものとみなす。

第 12 条（管轄裁判所）

本資格制度に関する紛争は、弊社所在地を管轄する地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

以上